

定例庁議次第

令和5年3月20日
役場2階大会議室

1. 開 会

2. 挨 拶

3. 審議事項
なし

4. 報告事項
(1) 非公開

(2) 吉岡町寄附受納事務取扱要綱の施行について
(企画財政課 米沢課長)【資料番号2】

5. 議案事項
なし

6. その他

7. 閉会

3月20日 庁議提出案件【概要説明書】

- 内 容【2. 報告事項】
- 公 開【1. 公開】
- 公開時期【1. 庁議後】
- 概要説明【1. 要】

付議者 企画財政課長 米沢 弘幸

【件 名】

吉岡町寄附受納事務取扱要綱の施行について

【目 的】

寄附受納の留意事項や基準等を明確にし、今後の寄附受納事務を公正かつ適正に執行するため、吉岡町財務規則に定めるもののほか、その取扱いに関し必要な事項について定めたので報告するものです。

【概 要】

1. 吉岡町寄附受納事務取扱要綱の概要

(1) 寄附受納の留意事項（第3条）及び寄附受納の際の基準（第4条）

寄附の受納事務の取扱いにあたっての留意事項及び基準を別紙の要綱のとおり定めたので、寄附の相談を受けた際には、ご注意ください。

(2) 寄附受納事務の所管（第5条）

- ・ 寄附金～企画財政課長
- ・ 寄附物件（土地、建物、物品）～寄附物件の受納を希望する所管課長

(3) 寄附受納事務に係る協議（第6条）

次のような寄附に該当する場合は、庁議への付議をお願いします。

- ・ 議会の議決を要する負担付きの寄附又は贈与
- ・ 用途の指定、条件付きの寄附
- ・ 重要又は異例の寄附で審議する必要が認められる寄附

【備 考】

- ・ その他、詳細については別紙の要綱をご覧ください。
- ・ 『【参考資料】寄附の受納事務の取扱いについて』を添付します。財務規則で定めている内容や要綱の概要を記載しています。